

堺市公報 第410号	令和8年4月24日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課）
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○地方自治法に基づく徴収事務の委託について 【健康福祉局障害福祉部障害支援課】	1
○道路法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について 【建設局土木部路政課】	2
<公告>	
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	3
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	4
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	4
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	5
<消防局公告>	
○指定催しの指定について 【消防局予防部予防査察課】	5
<人事委員会規則>	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 【人事委員会事務局】	6

告 示

堺市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
社会福祉法人 堺市社会福祉事業団
堺市南区城山台5丁1番4号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類
堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）第8条第2項の規定により交付する診断書、証明書等に係る同項の文書料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年3月5日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日
- 5 委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

~~~~~  
堺市告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法について、次のように協議が成立したので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類及び路線名  
市道 中村4号線及び中村6号線
- 2 兼用工作物の位置  
北区南花田町467番2地先
- 3 他の工作物  
大泉緑地
- 4 他の工作物の管理者  
公園管理者（大阪府）
- 5 管理の内容  
兼用工作物に係る維持及び修繕、行政処分等の権限の行使並びに占用料及び使用料の徴収は、公園管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間  
令和8年3月19日から当該位置の道路の供用を廃止する日又は当該位置の公園の供用を廃止する日まで

## 公 告

堺市公告第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区金岡町1741番10の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区我孫子東二丁目7番4号

株式会社ティー・アイ・コーポレーション

代表取締役 高田 寛裕

~~~~~

堺市公告第268号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区黒山649番1、651番、652番1、706番1の各一部、605番、650番及び713番3並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市美原区黒山652番地1

株式会社OS

代表取締役 松倉 孝明

~~~~~

堺市公告第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市東区日置荘西町四丁950番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府大阪狭山市西山台三丁目5番16号  
株式会社リーフ  
代表取締役 武田 亮

~~~~~

堺市公告第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市美原区今井53番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市美原区太井486番地1
大守金属株式会社
代表取締役 大守 孝一

消防局公告

堺市消防局公告第1号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月24日

堺市消防長 新子 哲也

催しの名称 狭山池まつり2026
開催場所 狭山池公園、さやか公園及び狭山池博物館
開催期間 令和8年4月25日（土）から同月26日（日）まで

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月24日

堺市人事委員会

委員長 島田 睦史

堺市人事委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成18年人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中

「

共通		課長補佐（局又は区役所の庶務に関する事務を所管する課に設置されるものに限る。）
市長公室	秘書課	秘書係長 主幹（市長公室の庶務を担当するもの及び秘書を担当するものに限る。） 主査（秘書を担当するものに限る。）
危機管理室	危機管理課	課長補佐
総務局	行政総務課	庁舎管理係長 行政管理係長 改革推進係長 主幹（総務係が所管する事務を担当するものを除く。） 主査（総務係が所管する事務を担当するものを除く。）

を

「

共通		課長補佐（局、室（危機管理室、ICTイノベーション推進室及び泉北ニューデザイン推進室に限る。）又は区役所の庶務に関する事務を所管する課に設置されるものに限る。） 主幹（室（危機管理室、ICTイノベーション推進室及び泉北ニューデザイン推進室に限る。）の庶務を担当するものに限る。）
政策局	秘書課	課長補佐 秘書係長 主幹（秘書を担当するものに限る。） 主査（秘書を担当するものに限る。）
総務局	行政総務課	庁舎管理係長 行政管理係長 改革調整係長 改革推進係長 主幹（総務係が所管する事務を担当するものを除く。） 主査（総務係が所管する事務を担当するものを除く。）

に、

「

市民人権局	公民館	館長
文化観光局	博物館	館長
健康福祉局	衛生研究所	所長
子ども青少年局	こども園	園長（条例別表第4の保育職給料表に定める4級の職務の級に属する職に該当するものに限る。）
産業振興局	港湾事務所	所長
会計室	出納課	課長補佐

を

「

会計室	会計課	課長補佐
-----	-----	------

に

改め、同表教育委員会事務局（学校その他の教育機関を含む。）の項中

「

幼稚園	園長及び准園長
-----	---------

を

「

美原こども館	館長
幼稚園	園長及び准園長

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和8年4月1日から適用する。